## ご家族の安心のために備える保障

リスク リスクに対して リスクによって ご準備しなければいけない費用(必要な保障額) 公的保障制度 備える保険種類 生じる金銭的負担 病気・ケガ 医療保険 公的医療保険 高額療養費を利用した後の 全体平均 入院・手術費用 14,578円 (高額療養費) 入院1日あたりの自己負担額(\*1) がん等 がん保険 公的医療保険 高額療養費を利用した後の 入院・抗がん剤治療 乳がん16,181円 特定疾病 特定疾病保険 (高額療養費) 手術・放射線治療等の費用 入院1日あたりの自己負担額(\*1) 大腸がん15,918円 介護のとき・・・収入は? (会社員の場合) 給与との差額 公的医療保険 就業不能 10万円 収入減少 最長1年6か月 (傷病手当金) (\*2) 就業不能保険 傷病手当金(健康保険) (給与減少) (例 月収30万円の会社員 概ね現在の収入の 障害給付 公的年金 2/3 (障害年金) 傷病手当金20万円の場合) (障害年金) 介護 介護が必要になったときの一時的な費用の合計 平均約74万円(\*3) 介護費用 介護保険 (在宅改造や介護用ベットなどの購入) 公的介護保険 居宅サービスの1人あたりの受給額 平均約12.4万円(\*4) 遺族の生活費 公的年金 不足する金額 収入保障保険 ご家族に (遺族年金) 教育費等 必要な生活費 遺族年金 遺族年金 死亡 = 公的医療保険 終身保険 ●教育費等 葬儀費用の全国平均 死後の整理資金 葬儀費用(\*5) (埋葬料5万円) 平均110.7万円(\*5) (円建て・外貨建て) ●生活立て直し資金 個人年金保険 ●夫婦でゆとりある老後に必要と考える生活費 公的年金 : (月額) 平均37.9万円(\*6) 老後 老後の生活費 終身保険 月額約15.9万円 (老輪年金) = ●夫婦2人の老齢年金「会社員と専業主婦の場合] (円建て・外貨建て) : (月額) 平均22万円(\*7) 約158万円 公立 ●高校(塾ありの場合)(\*8) 学資保険 学資(準備したい 私立 約310万円 教育 =終身保険 教育費の目安) 国立 約282万円 ●大学(\*8) 私立文系 約448万円 (円建て・外貨建て)

(\*1)[内訳]・医療費の自己負担分(\*)・食事代(1日3食)1,380円・差額ベッド代の平均6,527円(希望されて個室等に入院された場合)・家族の交通費、食費等の費用1,500円と仮定。(\*)入院 1日の医療費の自己負担分は、入院患者総数および傷病別の入院患者数の診療報酬点数および平均入院日数(32日)をもとに、初月に10日間入院したと仮定したときの医療費(健康保険の自己負担割合3割)から高額療養費(所得区分が標準報酬月額28~50万円の場合)を差し引いた金額になります。実際の自己負担額はケースにより異なります。出典:厚生労働省令和2年「患者調査」、厚生労働省令和3年9月「第488回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」、厚生労働省令和3年「社会医療診療行為別統計」から試算。(\*2)国民健康保険にご加入の方は傷病手当金が支給されません。労災適用の場合は終身保障があります。企業によっては独自の所得補償をもうけているところもあります。公務員等の共済組合にも同様の制度があります。(\*3)公益財団法人生命保険文化センター 2021(令和3)年度「生命保険に関する全国実態調査」(\*4)厚生労働省令和2年度「介護給付費等実態統計の概況」(\*5)鎌倉新書第5回お葬式に関する全国調査(2022年)(\*6)公益財団法人生命保険文化センター 2022(令和4)年度生活保障に関する調査《速報版》(\*7)現在支給を受けている人の平均です。将来受け取れる年金額を予想するものではございません。老齢年金支給額:2022年3月「第92回社会保障審議会年金数理部会資料」/厚生労働省令和2年度「厚生年金保険・国民年金事業年報」(\*8)文部科学省平成30年度「子供の学習費調査」、「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」、令和3年度「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、株式会社日本政策金融公庫令和3年度「教育費負担の実態調査結果」から推計。大学(国立・私立文系)は下宿代は含まれていません。

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご覧ください。
- 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります(2022年度価格)。 今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
- 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。 なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

の